（教育課程調査官）

第三十四条　研究開発部に、教育課程調査官三十八人を置く。

2　教育課程調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　初等中等教育の教育課程の実施に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（研究開発課、学力調査課、学力調査官及び学習データ活用調査官の所掌に属するものを除く。）。

二　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育の教育課程の実施に関する専門的な援助及び助言を行うこと（学力調査官及び学習データ活用調査官の所掌に属するものを除く。）。

（学習データ活用調査官）

第三十六条　研究開発部に、学習データ活用調査官一人を置く。

2　学習データ活用調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

（教育課程調査官）

第三十四条　研究開発部に、教育課程調査官三十八人を置く。

2　教育課程調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　初等中等教育の教育課程の実施に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（研究開発課、学力調査課及び学力調査官の所掌に属するものを除く。）。

二　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育の教育課程の実施に関する専門的な援助及び助言を行うこと（学力調査官の所掌に属するものを除く。）。

（情報統計官）

第三十六条　研究開発部に、情報統計官一人を置く。

2　情報統計官は、命を受けて、児童及び生徒の学力を把握するための調査及び研究に関する情報及び資料の収集、分析及び提供に当たる。

一　初等中等教育の教育課程の実施における児童及び生徒の学習に係るデータの活用に関する調査及び研究を行うこと（学力調査官の所掌に属するものを除く。）。

二　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育の教育課程の実施における児童及び生徒の学習に係るデータの活用に関する専門的な援助及び助言を行うこと（学力調査官の所掌に属するものを除く。）。

（総括研究官の総数）

第五十条　第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十九条第一項、第四十一条第一項、第四十三条第一項及び第四十九条第一項に規定する総括研究官の総数は、三十七人とする。

［号を加える。］

［号を加える。］

（総括研究官の総数）

第五十条　第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十九条第一項、第四十一条第一項、第四十三条第一項及び第四十九条第一項に規定する総括研究官の総数は、四十人とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十一号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項、第二十七条の二第一項、第二十八条第三項第一号及び第四項、第三十条の二第一項、第四十五条第二号及び第三号、第四十九条、第五十一条並びに第九十九条並びに障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第一条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	
指導員訓練の種類	訓練課程
指導員養成訓練	指導員養成課程
	指導力習得コース
	訓練技法習得コース
	訓練技法・技能等習得コース
	実務経験者訓練技法習得コース
	職種転換コース

第三十六条の五　指導員訓練の訓練課程は、その種類を指導員養成訓練及び指導員技能向上訓練とし、次の表の上欄に掲げる指導員訓練の種類に応じ、同表の下欄にそれぞれ定めるとおりとする。

改正前	
指導員訓練の種類	訓練課程
指導員養成訓練	長期養成課程
	短期養成課程
	職種転換課程
	高度養成課程

第三十六条の五　指導員訓練の訓練課程は、その種類を指導員養成訓練及び指導員技能向上訓練とし、次の表の上欄に掲げる指導員訓練の種類に応じ、同表の下欄にそれぞれ定めるとおりとする。